

【論文要約】

明治初期和文教科書の生成
—『本朝文範』を中心に—

信木伸一

二〇一六年

(1) 本研究で明らかにしたこと

近代中学校国語教科書の最初期のものとして稻垣千穎・松岡太原編『本朝文範』を中心に取り上げ、教材化の嘗為を分析して、明治教育制度の草創期、前近代のどのような言語文化をどのように加工をすることでいかなる「普通文」教育の創成が図られようとしたかを明らかにし、本和文教科書を前近代から近代への言語文化教育史の中で位置づけた。各章の展開は、次のようにまとめられる。

① 「1 所収教材概観」、「2 教材本文の検討」、「3 教材化1—読むための教科書として」、「4 教材化2—書くための教科書としての」の各章を通じて、『本朝文範』における、近世言語文化からの継承と近代教育の教科書としての創出を明らかにした。

② 「5 『本朝文範』後の展開」の章では、先ず稻垣編集教科書、『本朝文範』から『和文読本』、『読本』へどのような変遷があったのかを明らかにした。次に、『本朝文範』が創出したことが以後の中学校読本教科書、作文教科書にどのように継承されていくのかについて調査・分析を行い、近代教科書史における位置づけを明らかにした。また、『本朝文範』から後の教科書への継承事象の変容を分析することで、近代言語文化教育の史的展開の相を明らかにした。

③ 「6 「普通文」史の中の『本朝文範』」の章では、稻垣が開いた「普通文」への端緒が、後の教科書や「普通文」論における「普通文」をめぐる試行とどのような位相にあるのかを明らかにした。

各章で明らかにしたことは以下の通り。

序

本研究の問題を設定し、『本朝文範』成立に関わる政策・教科書及び言語文化状況を確認した。

- ・明治一四年「中学校教則大綱」によって成立した和漢文科のねらいと性格についての先行研究をふまえて、『本朝文範』成立の背景を確認した。
- ・先行研究をもとに明治期中学校国語の教科書及び政策の展開を確認し、『本朝文範』もまた「普通文」教育の一環としてあつたとした。
- ・明治期に入って階級や地方による言語の相違が問題となり、またそれまで公的な文体の位置を占めていた漢文や漢文訓読体への嫌悪感が加わつ

て、「普通文」を教える教科書が希求されていたこと、また、『本朝文範』成立がこの問題をめぐる諸論議が活発に行われるようになる前夜の出来事であったことを確認した。

1 所収教材概観

『本朝文範』の教材選定と配列について、近世言語文化からの脈絡と近代教科書としての意図を検討した。

1—1 教材選定の思想

『本朝文範』が、どの時代の文章を教材として採用したかについて、緒言に表された各時代の文章についての評価をふまえて確認した。『本朝文範』の教材は、中古文と近世文の二系統あり、文種によって、つまり用途によって使い分ける傾向を確認した。

1—2 教材選定における近世叢書との関連性

『本朝文範』の先行テクストをうかがうため、『本朝文範』に採用された教材が、近世以降の主要な叢書類にどのように存在するのかを調査した。53教材（和歌小序を除く全体の約56%）について『扶桑残葉集』等の叢書との関係を見出した。また、「消息類」教材は近世の叢書との類縁性が特に強く、物語内消息文を雅文消息手本として集成した近世の著述『消息文例』『消息案文』『紫文消息』を教材選定の参考資料としたことを確認した。『本朝文範』採録教材と叢書類抄録文との重複は、本和文教科書の編集が国学と言っばかりではなく広く近世の読書空間との連続性をもつて行われたことを示している。

1—3 教材の文章ジャンルと配列

『本朝文範』における「文類」について、近世の和漢文の記述からその定義を試みつつ近世とのつながりを探り、明治の時代に教育が必要だと考えられた文章の範囲をとらえた。近世以前の特に和文集の「文類」意識を元にしつつ新たな編目を加え、明治「普通文」の全体像を言語教育の場に提示しようとしたと位置づけた。

2 教材本文の検討

教材本文がいかに検討されたかという問題を取り上げ、近世言語文化からの脈絡と近代教科書としての意図を考察した。

2—1 本文の決定

『本朝文範』教材の出典として最も多い22教材が採られている『源氏物語』および本居宣長教材を取り上げ、近世の諸テクストと比較するこ

とで、教材本文を決めていくという嘗みの一端を探つた。

結果、『源氏物語』については、近世注釈書を校合したとみるのが妥当という結論を得た。また、本居宣長教材については、叢書や注釈書を教材選択の参考にしたとしても、本文は元の出典にあたつているという結論を得た。

2—2 教材化にともなう改訂

頭注に底本についての言及がある『枕草子』三教材について、底本と教材本文とを比較することで、以下五点の教材化の工夫を取り出した。

- (1) 本文校訂：誤植、脱字と判定できる2箇所を除き、基本的には底本を尊重している。
- (2) 段落：『群書類従』や『春曙抄』を参考にしつつ、段落の標を付すことで、文章構成を明確に示している。『本朝文範』で新たな段落構成解釈を行つた例を認めた。

(3) 仮名表記・漢字表記：平仮名から漢字への変更³⁹字、漢字から平仮名への変更12字。假字の多い文を意味が取りやすくなるように改良している。平仮名を漢字に改めた箇所は、假名で意味をとれる所である。

(4) 仮名遣：楫取魚彦『古言梯』に則つた歴史的仮名遣への統一的改訂を確認。

(5) 句読点：枕草子教材の底本本文との比較で、句読点に相当する標の加点、削除を確認した。意味のとりやすい本文を作る方向で、また編者の解釈を加えて編集している。

2—3 仮名遣いの統一

『本朝文範』教材の内『源氏物語』を教材としたものについて、定家本と仮名遣いを比較し、契沖の歴史的仮名遣を引き継いだ楫取魚彦『古言梯』に則つた歴史的仮名遣への統一的改訂であることを確認した。

3 教材化1—読むための教科書として

読むための教材化の工夫を析出し、その機能を検討した。

3—1 文章理解のための「標」の工夫

『本朝文範』の各種の「標」について、近世の注釈書『源氏物語評釈』の「標」を基盤としつつ、近代教科書としての新たな工夫を加えていることを確認した。標は、以下六種の機能に分類できた。

教材化2——書くための教科書として

- (1) 内容のまとまりを示す標
- (2) 表現の構造を示す標
- (3) 言外の言葉を補う標
- (4) 表現の要となる語句を示す標
- (5) 和歌の修辞を教える標
- (6) 音読上の読み方の標

3—2 漢字の利用

『本朝文範』と『源氏物語評釈』とを比較して、傍注漢字の使われ方を析出した。結果は、次の四点。

a 『評釈』の傍注漢字が『本朝文範』でも使用される場合、本文は和語。

b 『評釈』の傍注漢字部分に『本朝文範』が傍注を施さない場合がある。

c 異なる傍注漢字に変更される場合、漢字による意義訓であることが多い（通用漢字表記「あ（飽）かず」を漢語「嫌然」とするなど）。

d 『評釈』のカタカナ傍注訳箇所について、『本朝文範』が傍注漢字に変更する場合がある。

両者の漢字傍注箇所が多く一致することから『本朝文範』が『評釈』を直接参照したと考えられること、また右の相違点は『本朝文範』独自の教材化の方針を窺わせることを指摘した。『本朝文範』の傍注漢字は、以下の三種に分類できた。

A 慣例的漢字表記の傍記 ︓『評釈』の範囲内のもの（『湖月抄』同）

B 漢字で意義を示す傍記 ︓『評釈』に散見されるが『本朝文範』でより広範に行われている（相違点c d）

C 特定の漢詩文など典拠に結びついた漢字傍記 ︓『本朝文範』で新たに構えられた教材化の方針

近世の注釈書の考え方と方法の延長に『本朝文範』教材化に際して行われた傍注漢字の工夫があること、ただし、『源氏物語評釈』に対しても、より積極的に漢字意義訓を使つた『本朝文範』は、より高度な知識レベルを想定した教科書編集を行つたのであり、漢字学習との接点がより強固なものになつてゐることを指摘した。

作文のための教材化の工夫を析出し、その機能を検討した。

4—1 要語への注目 —近世から明治教科書へ

『本朝文範』の文章の要となる表現に付された「旨趣」の標と『源氏物語評釈』における「眼目の語の標」とを比較することで、『評釈』の「眼目の語」がどのような場面として読むのかということを提示しているのに対し、『本朝文範』における「旨趣の標」は、何を取り上げてそれをどのようにものとして表現するかという具体例を取り立て、表現について教えるものであることを析出した。

4—2 書くための要語 —同時代教科書との位相

この時代の和文、漢文両系統の教科書において、教材を文章学的に分析することが行われている相を、「標」の使用を中心確認した。

『本朝文範』と小中村清矩・中村秋香編『日用文鑑』（明治一七年）における「旨趣の標」の使われ方を比較し、『日用文鑑』の標が段落の内容をまとめた部分という意味での要旨であるのに対して、『本朝文範』の標が文章のテーマに則した中心となる概念を示して読みの技法を教えるものであることを析出した。

4—3 文章ジャンルに即した要語

『本朝文範』の「文類」ごとの使用例を分析して、この文種でこの用向きの文章を書く際にはこのような言葉で事象をとらえて書くという表現上の要語を示したところに創意があることを析出した。

4—4 文章の方法

『本朝文範』緒言で「文の義^{ノハ}のさだ」として示された文章の方法について、これが『源氏物語評釈』総論下「頭書評釈凡例」を基にしたことを確かめ、「文話」の文章法が作文（「普通文」）教育に取り入れられていく萌芽であつたことを指摘した。

4—5 文章の軌範

『本朝文範』における文章規範の要素を、緒言や頭注から探った。

5

『本朝文範』その後

『本朝文範』が近代教科書として創り出したものが、以後の教科書でどのように継承、変形されていったのかを検証した。

5—1 『本朝文範』から『和文読本』、『読本』へ

『本朝文範』の中古文・近世文から『和文読本』の中世文・近世文へ、『読本』の近世文へと出典の時代による教材選定の変遷がある。その展開の中で、稻垣自身の「普通文」へのアプローチがどのように変容していったのかを、教材に即した分析をもとに検討した。

(1) 教材選定と配列の変遷

『本朝文範』と『和文読本』『読本』における教材選定方針及び教材の配列を比較して、稻垣の「試行錯誤」の内実を確認した。

(2) 教材化の工夫の変遷

『本朝文範』と『和文読本』『読本』における教材化の工夫を比較して、稻垣の「試行錯誤」の内実を確認した。

(3) まとめ—稻垣における変遷

『本朝文範』出版後、稻垣が明治の文章の基盤としようとした雅文は難し過ぎるという認識が生起し、平易化の必要に迫られてのやむを得ぬ変容があった。『本朝文範』で中古文と近世文が各々半数であった所から、『和文読本』では全教材の八割強となる中世文を中心近世文を交え、『読本』では近世の実用文のみにと編集方針を大きく変えたのは、明治の人々に分かり易い文体の教材への移行であったと意味づけた。

「普通文」の創出ということに関しては、『読本』凡例では、自ら選定した教材文を現今通用する資源と見ており、こうした実用文としての「普通文」という認識が明確になつたことが、『本朝文範』から大きく変容した部分であると意味づけた。

『読本』で漢文書き下し教材が採られていることに関する中で、漢文学習との脈絡を付けることの中に漢字仮名交じり文への脈絡が潜むことを指摘した。

中古文の通じ難さについては、『源氏物語評釈』すでに認知されていたものであるが、教科書としての『本朝文範』においては学ぶ主体の実態に応じる必要が生じ、ここに一部の知識人を対象とした近世注釈と近代公教育の教科書との決定的な目標の差が生じることを指摘した。この点を稻垣が平易化へ進まざるを得ない根源的な要因と意味づけた。

5-2 明治期中学校読本教科書における『本朝文範』・『和文読本』教材

『本朝文範』及び『和文読本』教材について、後の中学校読本教科書への継承使用を確認し、「普通文」の資源としての活用状況を探った。

継承の状況は、『本朝文範』緒言中の近世文批評部分の教材化や『本朝文範』採録教材の再録によつて確認できた。ただし、こうした継承はそれに変容を伴つて行われており、そこに明治期「普通文」概念の変容が見られることを指摘した。

5—3 明治期中学校作文教科書における『本朝文範』教材

『本朝文範』採録教材の後の中学校作文教科書における継承とその改変の様相を確認し、「普通文」観念の変化の一端をうかがつた。「文類」編成を継承したものや、『本朝文範』教材を文章の趣向や修辞技法など高度なスキルを教える際の資源として再録したものが確認された。『本朝文範』からの直接の影響関係が指摘できるものも確認できた。

『本朝文範』が教材化の際に注として補つた言外のことばが本文に取り入れられている事例は、「普通文」の表現としての発展ととらえた。

『本朝文範』教材を使って文体を二通りに改作する事例では、『本朝文範』で「旨趣」とされたことばが改作しても使うべき中心的なことばとして認定されており、旨趣を表すことばを意識して文章を書くという方法において共通点が確認できた。和文体・漢文体という旧来のものを使いながら、言葉豊富に詳細に情報を補つて表現しようとしている点に、普く通じるための発展的な展開を指摘した。

「普通文」史の中の『本朝文範』

「普通文」をめぐる言語的葛藤の諸相とその展開をとらえ、『本朝文範』の當為の位相をうかがつた。

6—1 中学校教科書における「普通文」と『本朝文範』

本節では、中学校読本教科書及び作文教科書における「普通文」をめぐる言語的葛藤の諸相とその展開を抽出し、『本朝文範』における當為との位相を検討した。

6—1—1 中学校読本教科書における「普通文」

明治期読本教科書において、「普通文」とする文体は様々に試みられた。その取り組みの様相を確認した。

『読本』と同じ明治十七年の小中村清矩・中村秋香『日用文鑑』も『読本』同様、近世文のみの構成。明治二六年の中村秋香『中等国語読本』は、近世文から始まって中世文へ、さらに中古文へと易から難へ配置され、それぞれの教材数も均等に選んでいる。翌二七年の石田道三郎『新撰國文』は、中古文を掲載せず今文を多く採用した。翌二八年の新保磐次『中学国文読本』では、中古文が他より少ないながら採用され、今文に編者の自作を教材として掲載。ただし、石田『新撰國文』にせよ新保『中学国文読本』にせよ、今文を掲載したとは言え、「普通文」資源の初学用としての位置づけである。明治二七年の石田道三郎『新撰國文』（教育書房）で今文が登場するまでは、近世文を中心の中世文を交えたものが「普通文の模範」となっている。『新撰國文』以後も、「普通文の模範」が近世文が中心であることは変わらない。明治三二年の

落合直文『中等國文讀本』検定本（訂正六版、明治書院）や明治三五の鹽井正男・大町芳衛『國語新讀本』（普及社）のような言文一致体と呼称する文章を取りあげる教科書の出現してきても、近世文を中心として文語文を文章の手本とすることは存続していく。明治四〇年の上田万年『中學國語讀本』（大日本圖書）では、近世文と並んで「普通文」の分類が立てられるようになる。

6—1—2 中学校作文教科書における「普通文」

明治期作文教科書における「普通文」への取り組みの様相を確認した。

明治二八年の下森来『記事論説中等作文教科書』、同二九年の千葉茂樹『文法活法中等作文教科書』が自作の教材を載せているが、教材として「普通文」文体の適切な文章が十分に流通していなかつた。明治三二年の武安衛『中等教育新編作文書』では、方言や社会階層が異なることで言葉が通じない言語文化状況の中、言文一致の具体は見通せず、記事、叙事、解説、議論などに使用するための簡約な文語による「普通文」の必要性が意識されている。明治三三の木島繁太郎・松川久次郎・末永安太郎『新編作文書』には、「普通文」は未だ試行の段階であったことが窺える。明治三四の堀江秀雄『中學作文教科書』は、言文一致の必要性を述べながらも「それより先に務むべき事は國語の統一」であるとして、現今漢文系統、和文系統、歐文直訳系統それぞれの「普通文」文体について現状を批判しつつ、平易な表現で分かりやすく正しい文法で語句を正しい意味で用いる「普通文」を説いた。明治三九年的古谷知新『中等作文教科書』は、擬古文体や漢文訓読体や歐文直訳体ではない、漢語表現を取り入れて簡潔にした実用的で平易な「普通文體」を提唱したが、その例文は近世のものであつた。明治四一年の友田宜剛『中等作文教本』では、「普通文」の語彙は現時の文語ほどの意味で、便宜用の概念で定義が定まらない状況がうかがえる。明治四二年の上田万年『中等教科作文法』では「普通文」を「口語文」、「候文」と並べて分類している。大正一三年の高木武『中等作文教本』では「普通文」という語彙を用いない。「普通文」と言わるのは「文體ニ就キテハ文語文ヲ主トシロ語文ヲ併セ課スヘシ」とした明治四四年「中学校教授要目改正」を受けての枠組みとも考えられるが、言語文化状況として、普く通する文体としての口語文がその使用を拡げていくなかで、口語文に対する文語文と呼ぶ方が特徴をとらえやすい状況になつたことが考えられる。

6—1 まとめ

『本朝文範』は、正しい言葉使いで書かれている格調・情調に優れた文章を模範として示し、それを分かりやすく理解するための工夫を施した。その後、稻垣は、中古文や近世擬古文の難しさゆゑに、『和文讀本』では中世文を取り入れ、『讀本』では初学用に平明で実用的な近世

文を教材とした。正しい言葉使いで書かれている格調・情調に優れた文語の文章を目指したのは後の読本教科書・作文教科書も同じであること、また稻垣における教材の平易化への展開は、初学段階で普く通じ易い実用的な文体の習得を求めた後の教科書の編集方針として引き継がれることを指摘した。

6—2 「普通文」をめぐる言語文化状況と『本朝文範』

「普通文」論の展開を中心に、「普通文」をめぐる言語文化状況の中で、『本朝文範』の試みがいかなる位相をあるのかを確認した。

①矢野文雄『日本文體文字新論』（明治一八年） 矢野が提唱する「両文體」の方法は、和文に傍注漢字を施した『本朝文範』と、漢字と仮名と併用が分かりやすいという気付きがあつたことについて共通している。近世までの文を資源として『本朝文範』における教材化の諸工夫を参考にして本文を改めていくならば、それは、矢野が模索した「普通文」の形に近づいていく。ただし使用語彙に関わって、矢野は、仮名のみを使うと自ずと擬古的な和語の使用を導いてしまい冗長な表現となるとしている。

②新保磐次『日本普通文如何』（明治二〇年） 基にする文体が現時の「漢文訳読体」であることと平易な用語の使用という点を除けば、ここで示された改良点の多くは、『本朝文範』が教材化に際して行つた文構造を示す標、句読点の付加、語の補充、漢字表記等の工夫と、何が和文の分かりにくさなのかという問題発見において通じている。

③荻野由之『和文ヲ論ズ』（明治二〇年）・関根正直『國語ノ本體并ヒニ其價直』（明治二一年） 漢語や洋語を取り入れながら今の言葉を使って、和文の正しい語法で書くというのが、荻野や関根の新しい和文基盤の「普通文」。古文との決別が、それまでの和文基盤の「普通文」運動（稻垣の教科書編纂の嘗みも含む）との画期である。和文の漢語の摂取ということで言えば、『本朝文範』では既に傍注の方法で和語の漢語への翻訳を行つていた。稻垣教科書で見られた和語と漢語との橋渡しの工夫は、後に和文基盤の「普通文」で漢語を使用するための脈絡の一つと言える。

新しい時代の複雑な知識と思考を表記することが希求される社会文化状況が、「普通文」をめぐる活潑な言論を展開させている。稻垣『本朝文範』が「普通文」創出へとつながる端緒を内包していたとみられる要素が認められる一方、模範とする文体そのものは後の諸論によつて否定されていつたことについて、こうした社会文化状況の変化に対応できないものであつたからであることを指摘した。

(2) 研究主題についての考察まとめ

明治になつて新しく「近代公教育」が我が国に起り、国民が普く通じるための言語教育が必要となつた。『本朝文範』を初めとする国語教科書が教育内容として盛り込もうとしたものは、向後日本で通用させたい書記言語の学習であった。『本朝文範』がその基盤として選んだ教材文の傾向については、滑川道夫（一九七七）⁶が「国学系譜」と言うように、編者稻垣の学問的出自が一因である。しかし、本研究の問題は、編者の出自や発言、教材の出典傾向を以て、单一の教科書の特色を説明することにはない。「6 「普通文」史の中の『本朝文範』」で見たように、近代の言語文化教育史において「普通文」は折々に試みられ様々な様態として立ち現れたものであった。制度や人物そして教科書等の個々のテクストを単独の話題 (a topic) として取り上げ、後世の歴史の結果から構築した線形 (linear) の説明を行つたのでは、試行錯誤された実際の営為をとらえきれず、動的で多様な実際が見えにくい。言語文化教育の歴史は、競合的な動きが共時的に存在した、複合的な状況のものとして見るべきであろう。言語文化教育史のこのようない有り様をとらえるにあたつて、コセリウの次の指摘が示唆を与えてくれる。⁷

したがつて、一般的に機能的言語（それを使って話すことのできる言語）は「機能的対立と規範的現実との体系」あるいはばざり、体系と軌範であると言つてよからう。体系とは、ある共同体の中で「理解される」話す行為のいろいろな可能性の体系、すなわち「広狭さまざまな幅を示す座標の体系である」。それにひきかえ、軌範とは、特定社会、特定文化によって定められた「義務的実現の体系」である（1・3・3であきらかにした意味において）。つまり軌範とは「言い得る」ことではなく、「すでに言われた」ことや、ある共同体の中で伝統的に「言われている」ものを指す。体系は、一言語の実現の理念上の諸形式、すなわち、この言語が必要とする創造の技術と基準とを擁しているのに対し、軌範の方は、その技術を用い、基準に従つて、すでに歴史的に実現された見本「モデル」を擁している。このようにして、体系は言語のダイナミズム、その生成発展のしかたを、したがつて、すでに実現されたものを超えて進む可能性を示している。それにひきかえ、軌範は伝統的鑄型の中に言語を固定することに応ずるものである。まさにこの意味において、如何なる瞬間においても、軌範は体系の共時的調和（「外的」にも「内的」にも）を表している。

本研究で見たように、「普通文」をめぐる「共時的調和」としての「規範」追求の中で、教育においてもさまざま試みが実践された。その一つ

つが、『本朝文範』を始めとする教科書作成なのである。本研究では、『本朝文範』を窓として、個々の事象間の関連性（継承と変容）や共時的な競合の動きを取り立てるに留意した。そこからは、明治日本の言語文化教育の歴史に、このような「可能性の体系」としての言語をめぐる行為が多声的に存在したことが窺えた。

『本朝文範』において向後日本で通用させたい文という書記言語がどのように想定されたのかについては、以下の各章で抽出した。「4—5 文章の軌範」の節では、文章の軌範として、「i 和文の正しい言葉遣いで書かれていること」、「ii 趣向があること」、「iii 和文としての格調・情調に優れること」、「iv 書き様に真情が表れていること」の四点を析出した。(ここには、「可能性の体系」としての正しく優れた理想的な文章のイメージが想定されている。「6 「普通文」」史の中の『本朝文範』で見たように、「正しい言葉遣い」という観点は、後の教科書や「普通文」論でも共通しているものであるが、『本朝文範』の場合は、さらに趣向、格調、情調、心情といった高度なスキルを要求する要素をイメージしたところに、「其の書較高尚にして固より児童の輒く解し得べきに非る」(『読本』凡例)という問題点を残したのである。

明治教育制度の草創期で制度による規定が明確でなく、「普通文」の形も見えていない萌芽期に、『本朝文範』編集で可能だったのは、前近代の言語文化を基盤としながら文章学的な試みを加えることであった。この文章学的試みについて、先行研究では漢文系統の教科書における「文章軌範式漢文修辞法」を基にしているとの指摘がなされている。^{*3}しかし、すでに近世において漢文の文章学を取り入れた和文の文章学が現象しており、『本朝文範』も漢文系統の教科書に示唆を受けたというばかりでなく、近世和文の文化的脈絡を継承発展させたと考えられる(「1—3 教材の文章ジャンルと配列」)。「文章学」という語彙については、明治一三年一月「文部省日誌」に島根県伺への文部省の指令中「和漢文ハ文章学ヲ指シ汎ク和漢学ヲ指スモノニアラザル儀ト可心得事」の記述が見られる。ここでの「文章学」は、文章についての考究ほどの意味であろう。『本朝文範』における文章学的試みの一つは、近世の「文類」意識を基に明治の文章に必要なものとして選択・追加した文章ジャンル別編集であった(「4—3 文章ジャンルに即した要語」)。「文類」は「旨趣の標」と関わって、ジャンルと話題に即した表現上の要語に「旨趣の標」を付けることで、用向きに応じた文章の作りがあることを教えている。文章学的試みの二つ目は、「3—1 文章理解のための「標」の工夫」で取り上げた各種標によって文章の仕組みを教えていることである。(1) 内容のまとまりを示す標は段落の構成を、「(2) 表現の構造を示す標」は文構造を、「(3) 言外の言葉を補う標」は文脈を、「(4) 表現の要となる語句を示す標」は表現の仕方を教えている。文章学的試みの三つ目は、「4—4 文章の方法」で示したように、近世の「文話」、直接的には『源氏物語評釈』に掲載された文章法を基盤として、明治の文章に必要なものとして選択・追加した文章法解説を掲載したことである。『本

『朝文範』における文章学は近世のものを基盤としたが、後の展開では、欧米から移入した文章学が取り入れられていく。矢野龍溪は、「文学書（リテラリイ、ウォルク）」と「普通書（ポピュル、ウォルク）」と区別し、「常用ノ文字ヲ節減シ文体ヲ定メ文書ノ部類ヲ分チ」と具体的な指針策定の必要性を説いた。^{*4}

『本朝文範』は既存の近世の言語文化を使って近代教科書として変形させたのであるが、その変形は、後の「普通文」論のように新しい文体を直接に生み出そうとしたものではなかった。本研究では、教科書編集にあたって学習のために必要となつた既存の和文の通じ難さへの対処が、新しい現今通用する文体を作る際の気付き・発見に通じていると考えた。変化の兆しは、近代教科書としての生成という目的の中に必然的に内包されていたと考えられる。

本研究が拓く展望は、言語文化教育史とリテラシー形成史の二つの領域にある。

前者は、時代状況の中で言語文化の形成に教育がどのように関わろうとしてきたのかという問題を拓くことである。本研究では、近代国家形成の時代状況の中で、「普通文」の形成に国語教科書がどのように関わろうとしてきたのかを、『本朝文範』を窓に検討した。「普通文」という言語文化の形成と明治期国語教科書の問題に領域を絞つても、他の校種も含めて教科書における取り組みについて詳細に明らかにするべきことある。さらに、大きな枠組みで言えば、この問題を追求することは、「国民国家」の形成に教育（教科書）がどのように関わってきたのかを検討する材料を提供するはずである。近代資本主義の資源としての人民、その統一を書記言語の統一によつて為そうとする動きが、「普通文」形成であったという観点から、「普通文」をめぐつて教科書に働いた力を国民国家形成の問題として検討することが可能である。

後者は、学習主体の近代リテラシーの形成に教科書がどのように働きかけてきたのかという問題を拓くことである。『本朝文範』が行つた文類意識や文体意識、古文の通じ難さへの工夫はどこへ向かつていったのか、学習者のわかりやすさはどうに捉えられたのか、このことに関わつて教科書がどのように取り組んできたのかの検討が必要である。この問題からは、過去に生成し消失したリテラシー形成の営為が、現代の伝統的言語文化の学習にどのような意味を持ち得るかを検討することが可能となる。

*1 滑川道夫『日本作文綴方教育史 1（明治編）』国士社一九七七年。第二章 p 138 ↘ p 141。

*2 E・コセリウ著、田中克彦訳『言語変化という問題—共時態、通時態、歴史—』岩波書店、二〇一四年、第2章 3・1・3。

*3 山根安太郎『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』溝本穂善館、一九六六年。330頁

*4 前掲『日本文体文字新論』。明治一七年から一九年八月までの欧米外遊中に口述し出版したもの。